

(様式第11)

令和3年10月21日

(宛先)

埼玉県知事

住 所 埼玉県和光市諏訪2-1
申請者 国立病院機構埼玉病院
氏 名 院長 原 彰男

国立病院機構埼玉病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和2年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-1
氏名	独立行政法人国立病院機構

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

独立行政法人国立病院機構埼玉病院

3 所在の場所

〒 351-0102 埼玉県和光市諏訪2-1	電話 (048) 462 - 1101
---------------------------	---------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	4床	床	床	546床	550床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要 国立病院機構埼玉病院
集中治療室	(主な設備) 病床数 8床 救急蘇生装置、除細動器、人工呼吸装置等
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置、全自動輸血管理システム等
細菌検査室	(主な設備) 全自動細菌検査システム
病理検査室	(主な設備) 自動染色装置、凍結組織切片作成装置等
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、遺体冷蔵庫等
研究室	(主な設備)
講義室	室数 3 室 収容定員 200 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 1500 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 51.53m ² [共用室の場合]

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

1 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	73.5%	算定期間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 3年 3月 31日
地域医療支援病院逆紹介率	102.2%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		15,232人
	B : 初診患者の数		20,726人
	C : 逆紹介患者の数		21,179人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
	(別紙1) のとおり		常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	16 床
専用病床	2 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
手術室	725.91m ²	(主な設備) 11室 麻酔器等手術機器	可
検査科(化学、細菌、病理等)	412.45m ²	(主な設備) 緊急検査装置等	可
放射線科	929.92m ²	(主な設備) CT、MRI、 一般撮影装置	可
救急外来	323.39m ²	(主な設備) 診察室、処置室	可
内視鏡室	222.52m ²	(主な設備) 患者監視装置、 各種スコープ等	可

4 備考

救急病院等の認定あり

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	(4,437人 1,918人)
上記以外の救急患者の数	(7,621人 1,291人)
合計	(12,058人 3,209人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。
括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

(A) 放射線機器の共同利用の実施			
C T	47施設	1,370件	M R I 43施設 1,177件 R I 2施設 26件
骨密度測定	7施設	49件	単純X線撮影 2施設 10件
(B) 検査機器の共同利用の実施			
腹部超音波検査	20施設	160件	頰動脈超音波検査 10施設 435件
心臓超音波検査	13施設	187件	内視鏡 18施設 244件
呼吸機能検査	5施設	18件	動脈硬化検査 2施設 2件
ホルター心電図検査	5施設	12件	
※上記のうち直接関係のある医療機関 0施設			

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

建物：講堂、大会議室、放射線関連施設、臨床検査関連施設、図書室、医薬品情報管理室
設備：空調、パソコン、プロジェクター、医学関係文献図書
機械または器具：C T、M R I、骨盤計測機器、骨密度測定機器、リニアック、骨シンチ、腹部超音波検査機器、心臓超音波検査機器 頰動脈超音波検査機器 心肺機能運動機器 呼吸機能検査機器、ホルター心電図 内視鏡 A B I

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有 無
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：
職 種：事務

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙のとおり 2				

(注) 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

(様式第 15) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

別紙のとおり 3

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	30回
(2) (1) の合計研修者数	266人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無

イ 研修委員会設置の有無 有・無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
別紙のとおり 4				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講堂	275.90m ²	(主な設備) プロジェクター等
大会議室	171.06m ²	(主な設備) プロジェクター等
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

(様式第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院管理者	
管理担当者氏名	専門職	庶務係長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		事務室等	電子カルテ及びファイル
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	事務室等	
	救急医療の提供の実績	事務室等	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	事務室等	
	閲覧実績	事務室等	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	事務室等	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院管理者
閲覧担当者氏名	専門職 庶務係長
閲覧の求めに応じる場所	会議室等
閲覧の手続の概要 申請依頼により対応	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	0回	
委員会における議論の概要		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・ 相談室 ・その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW) 社会福祉士 (MSW)
患者相談件数	7,862件
患者相談の概要	
1. 経済的問題に関する相談 支払い困難者や生活困窮者等に対する医療保険制度や社会保障制度の紹介・調整 2. 心理・社会的問題に対する相談 受診の不安や難病等の受容について 家族関係の調整 3. 受診・受療援助 円滑に受療を行うための情報提供・調整 受診・受療を妨げる要因の解決援助 4. 退院支援 在宅ケアサービスの調整 医療機関・福祉施設などへの転院調整 転院や退院への不安の解決 5. 社会復帰援助 復学・復職に関する相談 社会復帰に対する不安の解決 6. がん相談 がんに関する診断や治療に関する相談・情報提供 緩和ケア治療に関する相談・情報提供 セカンドオピニオンに関する相談・情報提供 7. その他	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 実施機関：一般社団法人日本品質保証機構 認証取得：ISO9001【品質マネジメントシステム】 登録日2012年5月21日 有効期限2024年5月20日 ISO22301【事業継続マネジメントシステム】 登録日2014年2月17日 有効期限2023年2月16日 ISO15189【臨床検査室の認定】 初回認定日2018年3月15日 有効期限2022年3月31日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 毎月の広報誌の作成、連携医療機関への送付 専門領域を明示した医師名簿の作成、連携機関への送付 各連携機関への訪問	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 患者支援センター内に入退院支援部門、医療相談部門、地域連携部門を設置し、それぞれの部門に専門職を配置。各部門が協同して退院調整にあたっている。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 脳卒中地域連携パス (脳梗塞)、脳卒中地域連携パス (脳出血) 大腿骨頸部骨折地域連携パス 胃がん連携パス、大腸がん連携パス、乳がん連携パス、肺がん連携パス、肝がん連携パス	

- ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み
ホームページによる発信

救急医療を提供する能力

(別紙1)

職種	氏名	勤務の形態	勤務時間	備考
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	20.00h/w	
医師		常勤	20.00h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		常勤	38.75h/w	
医師		非常勤	20.00h/w	

登録医療機関名簿

別紙2

No.	医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科
1	橋本内科クリニック		新座市栄4-4-21	内科
2	勝海外科		和光市新倉1-11-1	外科
3	村山クリニック		朝霞市朝志ヶ丘1-7-7	内科
4	門田医院		和光市西大和団地1-6-3	内科、循環器科
5	天野医院		和光市新倉3-5-40	内科
6	大森耳鼻咽喉科医院		和光市新倉1-2-673F	耳鼻科
7	恵クリニック		和光市本町2-6-203	外科
8	あおば台診療所		朝霞市宮戸3-8-2	内科・脳神経外科・小児科
9	宮戸クリニック		朝霞市朝志ヶ丘4-7-13	内科
10	中川眼科		和光市本町2-6-202	眼科
11	上野胃腸科		朝霞市仲町1-2-31	内科
12	北野病院		新座市北野2-14-8	内科
13	坪田和光病院		和光市白子2-12-15	整形外科
14	堀ノ内クリニック		新座市堀ノ内1-3-8	内科・精神科・整形外科・胃腸科
15	田中医院		和光市本町11-1-101	内科
16	新谷医院		朝霞市本町1-2-36	内科
17	富澤整形外科・内科		和光市白子2-15-66	整形外科
18	三浦医院		朝霞市幸町1-3-2	内科
19	西谷医院		和光市白子2-22-10	内科・小児科・循環器科
20	和光駅前クリニック		和光市新倉1-2-65	内科・外科・小児科・消化器科・整形外科・肛門科・リハビリテーション科
21	富岡医院		朝霞市膝折町1-9-35	内科 循環器科
22	朝霞台クリニック		朝霞市西原2-4-17	内科
23	稲生整形外科		朝霞市溝沼3-2-26	整形外科
24	奥脇産婦人科医院		新座市野火止1-14-3	産婦人
25	阿部産婦人科医院阿部レディースクリニック		朝霞市根岸台6-3-13	産婦人
26	SSこどもクリニック		朝霞市浜崎1-2-10	小児科
27	石原クリニック		朝霞市浜崎1-2-10	胃腸科
28	和光耳鼻咽喉科医院		和光市本町2-6-308	耳鼻咽喉
29	萩原医院		和光市本町12-34	産婦人科
30	新倉診療所		和光市新倉4-12-3	内科
31	西野こどもクリニック		ふじみ野市ふじみ野1-4-16-206パークサイドビル2階	小児科
32	わこうキッズえきまこどもクリニック		和光市丸山台1-10-1	小児科
33	永弘クリニック		新座市東北2-18-19	泌尿器科
34	青柳診療所		朝霞市本町2-13-6	内科
35	栗原整形外科		朝霞市幸町1-13-7	整形外科
36	朝霞駅東口たんば内科クリニック		朝霞市仲町2-2-38	内科
37	ひるま小児科クリニック		朝霞市根岸台7-4-10	小児科
38	はねだクリニック		朝霞市根岸台6-8-35	内科
39	牧田産婦人科医院		新座市あたご3-3-17	産婦人
40	大塚産婦人科小児科医院		新座市片山1-16-3	産科・婦人科・小児科
41	まるやま脳外科クリニック		朝霞市本町1-8-2	脳神経外科
42	すぎたこどもクリニック		朝霞市仲町1-2-32	小児科
43	くろだ内科クリニック		朝霞市溝沼760	内科
44	新座クリニック		新座市新座1-13-3	内科

登録医療機関名簿

別紙2

No.	医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科
45	あさか台医院産婦人科		朝霞市東弁財3-16-16	産婦人科
46	所医院		朝霞市本町1-37-12	内科
47	いしもと脳神経外科・内科		新座市北野3-18-16	脳神経外科
48	根本整形外科		朝霞市西弁財2-6-34	整形外科
49	まつおか眼科クリニック		朝霞市溝沼1058-2	眼科
50	山田内科クリニック		三芳町北永井3-11	内科
51	篠田中央クリニック		富士見市鶴瀬東1-8-19	内科
52	日鼻医院		富士見市鶴瀬西2-4-13	内科、小児科
53	はまだ内科クリニック		富士見市東みずほ台3-24-6	内科
54	岸内科クリニック		ふじみ野市うれし野1-6-6	内科
55	大井協同診療所		ふじみ野市ふじみ野1-1-15	内科
56	しまだ医院		ふじみ野市鶴ヶ舞1-3-9	小児科
57	東みずほ台クリニック		富士見市東みずほ台3-3-11	内科
58	中川内科小児科医院		富士見市西みずほ台1-20-6	内科
59	家田整形外科皮膚科クリニック		富士見市鶴瀬東1-10-4	整形外科
60	大熊医院		ふじみ野市上福岡3-1-17	内科
61	清水医院		新座市東北2-2-8	内科
62	かきの木整形外科医院		新座市東北2-25-11	整形外科
63	平山クリニック		新座市池田2-5-3	内科
64	大城クリニック		朝霞市本町2-3-8	内科、胃腸・肝臓内科、内視鏡内科
65	須田整形外科		新座市新座3-3-14	整形外科
66	和光クリニック		和光市丸山台1-4-2	内科
67	野火止クリニック		新座市野火止8-1-22	内科
68	くりはら内科クリニック		新座市栗原3-10-22	内科
69	中島胃腸科医院		ふじみ野市上福岡1-12-10	内科・泌尿器科・肛門科
70	弁財泌尿器科・内科クリニック		朝霞市西弁財1-14-4	泌尿器科
71	さない耳鼻科クリニック		朝霞市仲町1-2-32	耳鼻咽喉科
72	みずほ台病院		富士見市西みずほ台2-9-5	外科
73	北村クリニック		富士見市水谷2-4-19	胃腸科
74	あんべハート・クリニック		ふじみ野市大井621-12	循環器科
75	古壁内科医院		ふじみ野市旭1-13-33	内科
76	ひろせこどもクリニック		朝霞市西弁財2-6-34	小児科
77	安田醫院		三芳町大字上富402-5	内科
78	まちだ訪問クリニック		朝霞市本町1-34-1	内科
79	中島医院		富士見市鶴瀬西2-16-54	内科
80	ふじい整形外科		朝霞市仲町2-2-44	整形外科
81	新座ふれあいクリニック		新座市栄4-6-3	内科
82	朝霞整形外科・外科		朝霞市幸町2-7-41	外科
83	いわさき内科・循環器科		志木市本町5-15-21	内科・循環器内科
84	オアシス愛生クリニック		和光市新倉2-5-49	内科
85	朝霞中央クリニック		朝霞市岡79-3	内科・循環器・神経内科(在宅医療機関)
86	たて内科クリニック		志木市柏町6-29-44	内科・消化器内科
87	宇野小児科医院		和光市新倉1-20-20	小児科
88	塩味クリニック		朝霞市溝沼867	内科、小児科

登録医療機関名簿

別紙2

No.	医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科
89	埼玉記念リズムクリニックセンター		ふじみ野市うれし野2-10-37 ショッピングセンターソヨカ E-3F	内科
90	あいかわ循環器内科・内科		朝霞市根岸台6-3-34	循環器・内科
91	和光内科外科診療所		和光市本町14-40	内科・外科・皮膚科・小児科・リハビリテーション科
92	なおあきクリニック		朝霞市仲町1-2-32-1F	泌尿器科
93	伊藤耳鼻科クリニック		朝霞市西原2-4-17	耳鼻咽喉科
94	ファミリータイズクリニック		朝霞市本町2-4-25-5F	小児科
95	志木大腸肛門クリニック		志木市本町5-19-15 アドリアレスカ2階	消化器科・肛門外科
96	北朝霞整形外科		埼玉県朝霞市北原1-4-4	整形外科・内科・リウマチ科・リハビリテーション科
97	東武中央病院		和光市本町28-1	精神科・神経科
98	陣屋クリニック		新座市野火止1-19-15	小児科、内科、整形外科
99	三浦病院		富士見市下南畑3166	外科・内科・循環器科・呼吸器科・消化器科
100	和光整形外科内科		和光市本町22-1 コーポ和光1階	整形外科・内科・皮膚科・リハビリ科
101	きたざわこどもクリニック		埼玉県新座市野火止5-2-35クリニックステーション新座2階	小児科・アレルギー科
102	さくら記念病院		埼玉県富士見市水谷東1-28-1	内科・外科・整形外科・泌尿器科・形成外科・腎臓内科・人工透析内科
103	田口皮膚科医院		新座市東北2-20-9 NOBLESSE 1F	皮膚科
104	玲子内科クリニック		埼玉県新座市栗原5-12-17メイハイムビル2F	内科・消化器内科
105	菅野病院		和光市本町28-3	内科・人工透析・泌尿器科・整形外科・眼科・心療内科・精神科・神経科・老年精神科・歯科・リハビリテーション科
106	栗原医院		埼玉県富士見市羽沢1-33-28	内科・外科・脳外・消化器・胃腸科外科・心外・リハ
107	イムス三芳総合病院		埼玉県入間郡三芳町藤久保974-3	乳腺外科
108	恵愛生殖医療医院		埼玉県和光市本町3-13タウンコートエクセル3F	産婦人科
109	あさかハートフル歯科		埼玉県朝霞市本町1-12-5ファーストステージ1F	歯科
110	和光リハビリテーション病院		埼玉県和光市中央2-6-75	リハビリテーション科
111	よつばレディースクリニック志木		埼玉県志木市本町5-25-8 ドゥーセットビル3F	婦人科
112	朝霞すみえ皮膚科クリニック		埼玉県朝霞市青葉台1-3-2 青葉台メディカルプラザ2階	皮膚科
113	まほろば歯科		埼玉県和光市本町15-35 大野ビル1階	歯科、歯科口腔外科、小児歯科
114	朝霞厚生病院		埼玉県朝霞市大字浜崎703	脳神経外科、内科、外科、整形外科、皮膚科、循環器内科、呼吸器内科
115	志木ファミリークリニック		埼玉県志木市本町5-12-21 GREACE1階	内科、精神科、皮膚科
116	富士見在宅クリニック		埼玉県富士見市針ヶ谷2-8-7	内科、呼吸器内科
117	にしじまクリニック		埼玉県富士見市勝瀬1034-1	産婦人科
118	柳瀬川ファミリークリニック		埼玉県志木市幸町4-1-1	内科、小児科、泌尿器科
119	竹下内科		埼玉県ふじみ野市新田1-1-27	内科
120	朝霞台駅前みなみ耳鼻咽喉科		埼玉県朝霞市東弁財1-5-18 カロータ2F	耳鼻咽喉科、アレルギー科
121	和光おとなこども歯科		埼玉県和光市下新倉2-10-3 ヒラソールワコー1階	歯科、小児歯科、口腔外科、矯正歯科
122	朝霞台呼吸器科・内科・外科クリニック		埼玉県朝霞市東弁財1-5-18 カロータ2F	呼吸器内科・外科・緩和ケア内科
123	眼科龍雲堂医院		埼玉県志木市本町4-3-17	眼科
124	中島眼科		埼玉県新座市野火止7-5-76	眼科
125	医療法人久治会 せきや眼科		埼玉県ふじみ野市旭1-18-25	眼科
126	あさか内科クリニック		埼玉県朝霞市根岸台3-20-1 くみまちモールあさか2階	内科 消化器内科 外科 肛門外科
127	大野眼科クリニック		埼玉県朝霞市西原2-14-18	眼科
* 埼玉病院開設者と当該登録医療機関開設者との経営上の関係: なし				

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修開催状況（令和元年度）

別紙 3

開催日	テーマ	院内出席者	院外出席者
令和 2 年 7 月 14 日	胃内視鏡二重読影会	1	7
令和 2 年 7 月 14 日	肺がん二重読影会	2	6
令和 2 年 7 月 21 日	胃内視鏡二重読影会	1	6
令和 2 年 7 月 21 日	肺がん二重読影会	2	11
令和 2 年 8 月 3 日	胃内視鏡二重読影会	1	6
令和 2 年 8 月 3 日	肺がん二重読影会	2	8
令和 2 年 8 月 18 日	胃内視鏡二重読影会	1	4
令和 2 年 8 月 18 日	肺がん二重読影会	2	4
令和 2 年 8 月 31 日	胃内視鏡二重読影会	1	7
令和 2 年 8 月 31 日	肺がん二重読影会	2	9
令和 2 年 9 月 15 日	胃内視鏡二重読影会	1	6
令和 2 年 9 月 15 日	肺がん二重読影会	2	8
令和 2 年 10 月 5 日	胃内視鏡二重読影会	1	5
令和 2 年 10 月 5 日	肺がん二重読影会	2	9
令和 2 年 10 月 20 日	胃内視鏡二重読影会	1	9
令和 2 年 10 月 20 日	肺がん二重読影会	2	9
令和 2 年 11 月 5 日	胃内視鏡二重読影会	1	7
令和 2 年 11 月 5 日	肺がん二重読影会	2	7
令和 2 年 11 月 17 日	胃内視鏡二重読影会	1	7
令和 2 年 11 月 17 日	肺がん二重読影会	2	9
令和 2 年 12 月 3 日	胃内視鏡二重読影会	1	6
令和 2 年 12 月 3 日	肺がん二重読影会	2	8
令和 2 年 12 月 15 日	胃内視鏡二重読影会	1	7

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修開催状況（令和元年度）

別紙 3

開催日	テーマ	院内出席者	院外出席者
令和 2 年 12 月 15 日	肺がん二重読影会	2	10
令和 3 年 1 月 12 日	胃内視鏡二重読影会	1	7
令和 3 年 1 月 12 日	肺がん二重読影会	2	11
令和 3 年 2 月 16 日	胃内視鏡二重読影会	1	8
令和 3 年 2 月 16 日	肺がん二重読影会	2	7
令和 3 年 3 月 9 日	胃内視鏡二重読影会	1	6
令和 3 年 3 月 9 日	肺がん二重読影会	2	7

研修指導医者名簿

(別紙4)

	氏名	職名	診療科名	職種	経験年数	特記事項
1		院長	外科	医師	39	
2		臨床研究部長	循環器内科	医師	37	
3		副院長	消化器内科	医師	33	
4		小児・周産期センター部長	小児科	医師	29	教育責任者
5		副院長	麻酔科	医師	33	
6		総合診療科部長	総合診療科	医師	25	
7		呼吸器内科部長	呼吸器内科	医師	29	
8		脳神経・認知症センター部長	神経内科	医師	24	
9		総合診療科医長	消化器内科	医師	24	
10		循環器内科部長	循環器内科	医師	19	
11		循環器内科医師	循環器内科	医師	16	
12		循環器内科医師	循環器内科	医師	13	
13		新生児科部長	小児科	医師	23	
14		小児科部長	小児科	医師	20	
15		小児科医師	小児科	医師	23	
16		婦人科部長	婦人科	医師	23	
17		統括診療部長	外科	医師	29	
18		診療情報部長	外科	医師	26	
19		外科医長	外科	医師	22	
20		乳腺外科医長	外科	医師	25	
21		関節機能再建センター部長	整形外科	医師	37	
22		リハビリテーション科部長	リハビリテーション科	医師	20	
23		脳神経外科医師	脳神経外科	医師	13	
24		呼吸器外科部長	呼吸器外科	医師	34	
25		呼吸器外科医師	呼吸器外科	医師	14	
26		心臓血管外科部長	心臓血管外科	医師	14	
27		眼科部長	眼科	医師	27	
28		耳鼻咽喉科部長	耳鼻咽喉科	医師	21	
29		放射線科医長	放射線科	医師	26	
30		教育研修部長	麻酔科	医師	27	
31		手術部長	麻酔科	医師	24	
32		麻酔科部長	麻酔科	医師	23	
33		心臓麻酔部長	麻酔科	医師	21	
34		麻酔科医長	麻酔科	医師	26	
35		麻酔科医長	麻酔科	医師	13	
36		麻酔科医師	麻酔科	医師	11	
37		救急部長	救急科	医師	21	

研修指導医者名簿

(別紙4)

	氏名	職名	診療科名	職種	経験年数	特記事項
38		救急科医長	救急科	医師	19	
39		血液・膠原病内科医師	血液・膠原病内科	医師	9	
40		消化器内科医長	消化器内科	医師	11	

「独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院共同利用専用病床」運営要綱

(目 的)

第1条 本要綱は、独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下「病院」という。）と社団法人朝霞地区医師会（以下「医師会」という。）との協議により、病院内に登録医の共同利用専用病床を設置し、診療連携のもとに包括的で一環性のある医療を患者に提供するとともに、相互に医学の研磨に努め、地域医療の充実と向上に寄与することを目的とする。

(登録医)

第2条 共同利用専用病床を利用しようとする医師会会員は、共同利用専用病床登録医申込書を作成し、埼玉病院に届出を行うものとする。

2 登録の期間は1カ年とし、病院及び登録医双方に依存のない場合は自動的に延長する。但し、病院長が不相当と判断した場合は、第6条に定める共同利用専用病床運営委員会に諮り、登録を取り消すことができる。

(共同利用専用病床)

第3条 本要綱における共同利用専用病床とは、第2条における登録医が病院に届け出て入院させた患者に対して、診療および指導を病院担当医と共同して行うことのできる病院内の病床をいう。

2 共同利用専用病床として5床設置する。

(診 療)

第4条 登録医は自己の患者の診療及び指導を病院担当医と共同して行うが、病院担当医が主治医、登録医が副主治医となる。登録医は共同利用専用病床での診療のほか院内の施設、設備を利用できる。

2 共同利用専用病床の患者に対する診療は院長の管理下であり、登録医は当該患者の診療について病院職員に対する指示権限を持たないものとする。当該患者に対する最終責任は病院側にある。

3 登録医は自己の届出入院させた患者の診療及び指導を、病院担当医と共同で行うものとする。

4 登録医は、当院の規程等を守るとともに院内においては、病院で貸与する診察衣及び名札をつけるものとする。

(登録医の身分及び責務)

第5条 院内における登録医の身分は副主治医とし、院内の組織に属さない。

2 登録医は院内における各種講演会や症例検討会等に出席することができる。

(運営委員会)

第6条 埼玉病院共同利用専用病床を効率よくかつ円滑に利用するため「独立行政法人国立病院機構埼玉病院共同利用専用病床運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(個人情報利用目的等に係わる同意について)

第7条 第4条に定める共同診療において、当院が持つ患者の個人情報開示については、事前に病院側において患者の了解を得ておくものとする。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の審議を経て別に定める。

付則 本要綱は平成18年11月 1日から施行する。

「独立行政法人国立病院機構 埼玉病院開放病床運営委員会」細則

(目的)

第1条 「独立行政法人国立病院機構 埼玉病院開放病床」運営要綱第6条に基づき、「独立行政法人国立病院機構 埼玉病院開放病床運営委員会」(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は委員長1名、顧問1名、副委員長2名、委員8名、及び事務局2名をもって構成員する。

2 委員長は埼玉病院院長が、顧問は朝霞地区医師会会長、副委員長は埼玉病院副院長及び朝霞地区医師会副会長があたる。

3 委員は病院側6名(医師3名、看護部2名、事務部1名)、医師会側2名があたる。

4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合は速やかに委員を補充しなければならない。補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 事務局は埼玉病院事務部、朝霞地区医師会事務局から各々1名があたる。

(会議)

第3条 委員会は年1回定期的に開催する。

2 必要があるときは臨時委員会を開催することができる。

3 委員会は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明、意見を聞くことができる。

4 委員会は構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。議決は出席した構成員の過半数をもって行う。

(協議事項)

第4条 委員会は、埼玉病院開放病床運営委員会の運営、管理に関する全ての事項を協議する。

付則 本細則は、平成18年11月1日より施行する。

「独立行政法人国立病院機構 埼玉病院共同利用専用病床」利用の手引き

1 患者紹介手順

外来診療時間帯は当院各科医師へ紹介状または診療情報提供書で紹介、当直時間帯は当直医師へ直接連絡し相談する。内科系、外科系、循環器内科、産婦人科、小児科（火、木、土曜日）の医師5名による当直体制をとっている。

2 患者の入院と退院

- (1) 開放病床に空床のない場合は、その他の一般病床に入院させる。
- (2) 当該患者の退院の決定と退院後の診療については主治医と登録医との協議により主治医が決定する。原則として退院後は登録医が主治医として診療に当たる。

3 登録医の診察

- (1) 登録医は予め医療連携室事務担当者との連絡をとり、来院予定を告げる。医療連携室事務担当者は主治医、当該病棟看護師に登録医の来院予定を告げる。
- (2) 看護師は予め連絡を受けた当該患者の診療録、関連資料を準備しておく。
- (3) 登録医来院時には、医療連携室事務担当者が、登録医を院内控室に案内する。
- (4) 登録医は院内控室において、当院が準備した診察衣と所定の名札（登録医証）を着用する。着用後、医療連携室事務担当者は当該患者の病棟に登録医を案内する。
- (5) 登録医は当該病棟に赴き、備え付けの来院ノートに所定の事項を記載する。
- (6) 登録医の病床での診察の範囲は一般診察のみとし、投薬、検査等の指示があるときは主治医との協議により主治医が行う。
- (7) 登録医は当該患者の診療の都度「共同指導票」に必要事項を記載の上、署名する。埼玉病院が施設基準取得後は、開放型病院共同指導料として1回の診察ごとに算定できる。
- (8) 登録医が診察を終了した時、看護師は医療連携室事務担当者にその旨連絡をする。院内控室の施錠は医療連携室事務担当者が行う。

4 施設・設備等の利用

当院の施設・設備のうち共同利用に共されるものは、医療機器、共同利用専用病床、救急病床、会議室、図書室、病歴室、臨床検査に関わる施設等とし、診療、研究、研修の目的で利用することとする。

5 カンファレンスへの参加

登録医は各科で開催しているカンファレンス等に参加することができる。

6 その他

(1) 共同利用専用病床での当該患者の診療、看護は病院の方針に基づいて行い、診療に対する責任は一切病院が負う。したがって登録医と主治医は患者および家族等との対話をはじめ、診療方針をめぐって意見の不一致がないよう十分配慮する。

(2) 当該患者の待遇、取り扱いは他の入院患者と同様とする。

社団法人朝霞地区医師会と独立行政法人国立病院機構埼玉病院との
開放病床の共同利用に関する協定書

社団法人朝霞地区医師会（以下「甲」という）と独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下「乙」という）は開放病床の共同利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙とが共同利用を図り、良質な医療を患者に提供するとともに医学の進歩に応じ、相互に研磨に努め、地域医療の充実と向上に寄与することを目的とする。

(登録医)

第2条 甲と乙の開放病床の共同利用に賛同する甲の会員は、甲を通じ、別紙第1号様式により、乙に申し出て登録するものとする。

2 前項の規定により、甲に申し出た登録医は、登録医証を病院内に掲示することができる。

3 前項の規定により、登録した甲の会員（以下「登録医」という。）は甲の発行する医師会会員の身分証明書により、乙の施設において、登録医の身分を明らかにするものとする。

4 登録医の登録は、甲乙協議により取り消すことができる。

(開放病床の設置)

第3条 乙は地域の中核病院として急性期を中心とした医療を担うとともに、地域医療の向上に資するため、5床を開放病床として設置する。

(症例検討会等への参加)

第4条 登録医は、乙が実施する症例検討会等勉強会に参加することができる。

(院内施設の利用等)

第5条 登録医は、乙の院内研修施設等（図書室等）を利用することができる。

(疑義の決定)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定の定めのない条項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成18年11月 1日

甲 埼玉県朝霞市本町1-7-3
社団法人朝霞地区医師会
会長

乙 埼玉県和光市諏訪2-1
独立行政法人国立病院機構埼玉病院
院長 牛島 康榮